

(別記 22)

かんしょ生産拡大対策整備事業
(省力化栽培体系導入事業)

第1 事業の内容

本事業は、かんしょ生産の省力化、効率化に向けて、苗増殖に係る労働負荷や労働時間の低減を目的に、地域の苗増殖拠点等の整備に必要な経費を助成するものとする。

第2 事業実施主体

1 本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 農事組合法人
- エ 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- オ 特定農業法人及び特定農業団体
- カ その他農業者の組織する団体

- (4) かんしょ加工品製造事業者
- (5) かんしょ集荷・販売事業者
- (6) 協議会（かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）であって、施設整備を行う者が協議会の構成員のうち法人格を有する者とされていること。

2 実施要領第5の1の(4)において定めるチェックシートについては、1の(3)は別記様式第10号ー4（農業経営体向け）、その他の場合は別記様式第10号ー5（民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第3 対象となる作物の範囲、成果目標等

1 対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、かんしょとする。

2 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 10a 当たりの総労働時間を10%以上削減
- (2) 事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加

3 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

4 事業実施計画の採択要件

事業実施計画の採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 取組の内容が、2の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、2の成果目標の達成に直結するものであること。
- (4) 事業実施主体の構成員がみどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、基盤確立事業実施計画等の認定を受けている場合又は認定を受けることが見込まれる場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (5) 事業を実施する地域において、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が策定されている場合又は策定に向けた協議が実施され策定が見込まれている場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。
- (6) 採択決定通知日までに農業の生産性の向上のためのスマート農業の促進に関する法律（令和6年法律第63号）第7条第1項に定める生産方式革新実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合は、採択に当たって適切な配慮をするものとする。

なお、地方農政局長等は、あらかじめ事業申請者に対して、地方農政局長等が自然災害等、やむを得ない事情があると認めた場合を除き、事業終了時までに当該認定を受けることができないことが明らかとなった場合においては、事業申請者が自ら当該事業を取り下げ、中止又は廃止することについて、同意を得るものとする。

5 留意事項

本事業の実施に当たっては、環境汚染、騒音その他の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第4 補助対象経費、補助率等

- 1 補助対象経費は、種苗生産の省力化に向けた施設の新設や既存施設の改修のために必要な以下の施設の整備に係る経費とする。
 - (1) ウイルスフリー苗等の生産に必要な組織培養・順化施設
 - (2) かんしょ苗増殖施設（ビニールハウス等を含む。）
 - (3) かんしょ種いも増殖施設
 - (4) かんしょ種いも保管施設
- 2 補助率は1／2以内とする。
- 3 1の施設等は、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 原則として新品であり、耐用年数がおおむね5年以上のもの。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施工又は直営施工、古

品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

(2) 既存設備等の代替としての同種・同能力のものの再導入（いわゆる更新）ではないこと。

4 補助対象経費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について及び過大精算等の不当事態の防止について」によるものとする。

5 費用対効果分析

(1) 本事業による設備等の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である設備等の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならないものとする。

(2) 本事業における費用対効果については、別記 22-1「省力化栽培体系導入事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて都道府県知事に提出するものとする。

(3) 上記に定めるほか、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」の別紙 1「費用対効果分析指針（産地基幹施設等支援）」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。

6 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

(1) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費

(2) 施設用地の整備や改良などの整備のための経費

7 本事業の事務手続及び事業費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 新食農 2088 号、3 農産第 2897 号、3 畜産第 1991 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

(別記 22－ 1)

省力化栽培体系導入事業に係る費用対効果分析の実施手法

第 1 趣旨

省力化栽培体系導入事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第 2 から第 4 までに定める手法により行うものとする。

第 2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の (1) から (4) までにより行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。廃用損失額がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第 3 に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ (別表 1 参照)

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

- (4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る重要病虫害の対策のための整備の投下資金の総額とする。

第 3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 省力化栽培体系導入の対策による効果

- (1) 効果の内容

ア 生産コスト削減効果

設備改修・整備により、営農技術体系、経営規模等が変化し、生産コストが削減される効果

イ 生産力増加効果

設備改修・整備により、作付面積や単収が増加し、販売額が増加する効果

ウ 品質向上効果

設備改修・整備により、品質が向上し、所得が増加する効果

エ 生産力維持効果

設備改修・整備により、生産力を維持し、導入しなかった場合に見込まれる農業所得の減少が阻止される効果

(2) 算出方法

省力化栽培体系導入の対策による効果の年効果額は、次のアからエまで及び2により算定する年効果額の合計額とする。

ア 生産コスト削減効果

現在のかんしょの生産コストと整備後の生産コストの差に年間生産量を乗じた額

イ 生産力増加効果

現状のかんしょの生産量と整備後の生産量の差に販売価格を乗じた額

ウ 品質向上効果

現在のかんしょの販売価格と整備後の販売価格の差に年間生産量を乗じた額

エ 生産力維持効果

現在の作付面積から施設を導入しない場合に見込まれる農業所得の減少と整備後の減収量の差に販売価格を乗じた額

2 その他の効果

1の(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき地方農政局長等が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる(様式は任意とする)。

第4 費用対効果(投資効率)算定の様式

費用対効果(投資効率)算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別記22別添様式により行うものとする。

別表 1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0. 2 2 4 6	3 3	0. 0 5 5 1
6	0. 1 9 0 8	3 4	0. 0 5 4 3
7	0. 1 6 6 6	3 5	0. 0 5 3 6
8	0. 1 4 8 5	3 6	0. 0 5 2 9
9	0. 1 3 4 5	3 7	0. 0 5 2 2
1 0	0. 1 2 3 3	3 8	0. 0 5 1 6
1 1	0. 1 1 4 2	3 9	0. 0 5 1 1
1 2	0. 1 0 6 6	4 0	0. 0 5 0 5
1 3	0. 1 0 0 1	4 1	0. 0 5 0 0
1 4	0. 0 9 4 7	4 2	0. 0 4 9 5
1 5	0. 0 8 9 9	4 3	0. 0 4 9 1
1 6	0. 0 8 5 8	4 4	0. 0 4 8 7
1 7	0. 0 8 2 2	4 5	0. 0 4 8 3
1 8	0. 0 7 9 0	4 6	0. 0 4 7 9
1 9	0. 0 7 6 1	4 7	0. 0 4 7 5
2 0	0. 0 7 3 6	4 8	0. 0 4 7 2
2 1	0. 0 7 1 3	4 9	0. 0 4 6 9
2 2	0. 0 6 9 2	5 0	0. 0 4 6 6
2 3	0. 0 6 7 3	5 1	0. 0 4 6 3
2 4	0. 0 6 5 6	5 2	0. 0 4 6 0
2 5	0. 0 6 4 0	5 3	0. 0 4 5 7
2 6	0. 0 6 2 6	5 4	0. 0 4 5 5
2 7	0. 0 6 1 2	5 5	0. 0 4 5 2
2 8	0. 0 6 0 0	6 0	0. 0 4 4 2
2 9	0. 0 5 8 9	8 0	0. 0 4 1 8
3 0	0. 0 5 7 8	9 0	0. 0 4 1 2
3 1	0. 0 5 6 9	1 0 0	0. 0 4 0 8
3 2	0. 0 5 5 9		